

資 金 概 要

資 金 名	木材産業等高度化推進資金（県預託）			
目 的	根拠法：林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法 木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者等がその行う事業の合理化を推進するのに必要な短期運転資金等を低利で融通する措置を講じ、もって林業及び木材関連産業の健全な発展に資する。			
原 資	4倍協調資金：農林漁業信用基金：1／8 県：1／8 融資機関：3／4 3倍協調資金：農林漁業信用基金：1／6 県：1／6 融資機関：2／3 2倍協調資金：農林漁業信用基金：1／4 県：1／4 融資機関：1／2			
貸付対象者	合理化計画の認定を受けた森林組合、森林組合連合会、中小企業等協同組合、森林所有者及び団体、数人共同事業体 等			
資 金 使 途	素材生産等促進資金〔4倍協調〕〔3倍協調〕〔2倍協調〕			
	素材生産を行うのに必要な運転資金	素材の引取を行うのに必要な運転資金	木材製品の引取を行うのに必要な運転資金	素材等の加工を行うのに必要な運転資金
貸 付 利 率	〔4倍協調〕 2. 25% 〔3倍協調〕 2. 15% 〔2倍協調〕 1. 95%			
貸付限度額	1億円以内（特認による貸付限度額の引上げあり）			
償 還 期 間	1年以内			
担保・保証人	融資機関の定めるところによる。			
融 資 枠	(R8年度)158,700百万円			